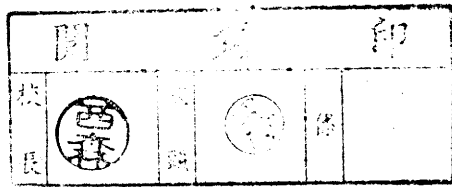


教育長	次 長	課 長	係



3-1-12



14高教職第1646号
平成14年9月12日

各市町村(学校組合)教育長
高知大学長
高知大学教育学部附属小・中・養護学校長
高知大学教育学部附属幼稚園長
高知学園短期大学長
総務学事課長
高知女子大学長
事務局各課室長
各教育事務所長
教育センター所長
各県立学校長

様

高知県教育委員会事務局教職員課長
(公 印 省 略)

教育職員免許状に関する規則の一部改正について

このことについて、別添のとおり改正され、平成14年9月6日から施行されましたのでお知らせします。

なお、主な改正点は下記のとおりです。

記

- 1 教育職員免許法の改正に伴い、特別免許状の有効期限を10年としていた規定の削除及び特別免許状の出願関係書類に係る規定中、「学士の学位等の証明書」を「卒業又は修了証明書」に、「担当しようとする教科についての専門的な知識又は技能に関する証明書」を「担当しようとする教科についての専門的な知識経験又は技能に関する証明書」に変更し、新たに「学業成績証明書」を追加したこと。
- 2 その他免許法の項ずれ、号ずれに伴う規定、別表、様式の整備等を行ったこと。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年9月6日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第15号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「附則第10項」を「附則第8項」に改め、同条第5項中「附則第15項」を「附則第12項」に改める。

第5条第1項中「若しくは同法附則第11項」を「、第8若しくは附則第9項」に改め、同条第2項第3号を次のように改める。

（3）卒業又は修了証明書

第5条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「知識」を「知識経験」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4）学業成績証明書

第13条の3を削る。

第14条中「附則第11項」を「附則第9項」に改める。

別表の2の表中「附則第7項」を「附則第5項」に改め、同表の3の表中「附則第11項」を「附則第9項」に改める。

別記第11号様式中「第5条第1項第3号から第6号まで」を「第5条第1項第3号から第7号まで」に改め、同様式注を削る。

別記第12号様式中

「

備考

この免許状は、教育職員免許状に関する規則第13条の3の規定により 年 月 日まで高知県において効力を有する。

を

「

備考

に

改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第11号様式の改正規定は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の教育職員免許状に関する規則の規定は、平成14年7月1日から適用する。

新 旧 対 照 表
新 旧

教育職員免許状に関する規則（抜粋）

第4条 略

2 免許法附則第8項の規定により工業の教科について高等学校教諭の一種免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1) ～ (4) 略

3 略

4 略

5 免許法附則第12項の規定により養護教諭の二種免許状又は保健の教科について中学校教諭の二種免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1) ～ (4) 略

第5条 免許法第6条の別表第3、第4、第5、第6、第7、第8若しくは同法附則第9項又は同法第5条第5項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1) ～ (5) 略

2 免許法第5条第2項の規定により教育職員検定による特別免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 卒業又は修了証明書

教育職員免許状に関する規則（抜粋）

第4条 略

2 免許法附則第10項の規定により工業の教科について高等学校教諭の一種免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1) ～ (4) 略

3 略

4 略

5 免許法附則第15項の規定により養護教諭の二種免許状又は保健の教科について中学校教諭の二種免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1) ～ (4) 略

第5条 免許法第6条の別表第3、第4、第5、第6、第7若しくは同法附則第11項又は同法第5条第5項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1) ～ (5) 略

2 免許法第5条第2項の規定により教育職員検定による特別免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 学士の学位等の証明書

(4) 学業成績証明書

(5) 担当しようとする教科についての専門的な知識経験又は
技能に関する証明書

(6) 略

(7) 略

(8) 略

第14条 免許法第6条、同法附則第9項又は同法施行規則第64条の
規定により普通免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方
法は、別表の定めるところによる。

別表（第14条関係）2

免許法附則第5項の表第1号該当

免許法附則第5項の表第2号該当

免許法附則第5項の表第3号該当

別表（第14条関係）3

(4) 担当しようとする教科についての専門的な知識又は技能
に関する証明書

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(特別免許状の効力の期間)

第13条の3 免許法第9条第2項に規定する教育委員会規則で定め
る期間は、10年とする。

第14条 免許法第6条、同法附則第11項又は同法施行規則第64条の
規定により普通免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方
法は、別表の定めるところによる。

別表（第14条関係）2

免許法附則第7項の表第1号該当

免許法附則第7項の表第2号該当

免許法附則第7項の表第3号該当

別表（第14条関係）3

免許法附則第9項

第11号様式（第13条の2関係）

教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定に該当しない。

第12号様式（第28条関係）

備考

免許法附則第11項

第11号様式（第13条の2関係）

教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しない。

注 教育職員免許法第5条第1項

第3号……成年被後見人又は被保佐人

第4号……禁錮以上の刑に処せられた者

第5号……免許状取り上げの処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

第6号……日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第12号様式（第28条関係）

備考

この免許状は、教育職員免許状に関する規則第13条の3の規定により 年 月 日まで高知県において効力を有する。